

新たな保安上のリスク分野等における 今後の対応のあり方

2021年4月21日

経済産業省
産業保安グループ^o

1. 電力・都市ガス分野における新たな課題

(1)－① 再生可能エネルギー発電設備の重要性

- 再生可能エネルギー発電はカーボンニュートラルの実現に向けて重要であり、2050年における主力電源として、引き続き最大限の導入を目指すこととされている。
- 主力電源化にあたっては、その健全な発展に向けた環境整備が必要。前提としての安全性を担保すべく、保安規制面においても一定の整理が必要ではないか。

再生可能エネルギー発電の重要性

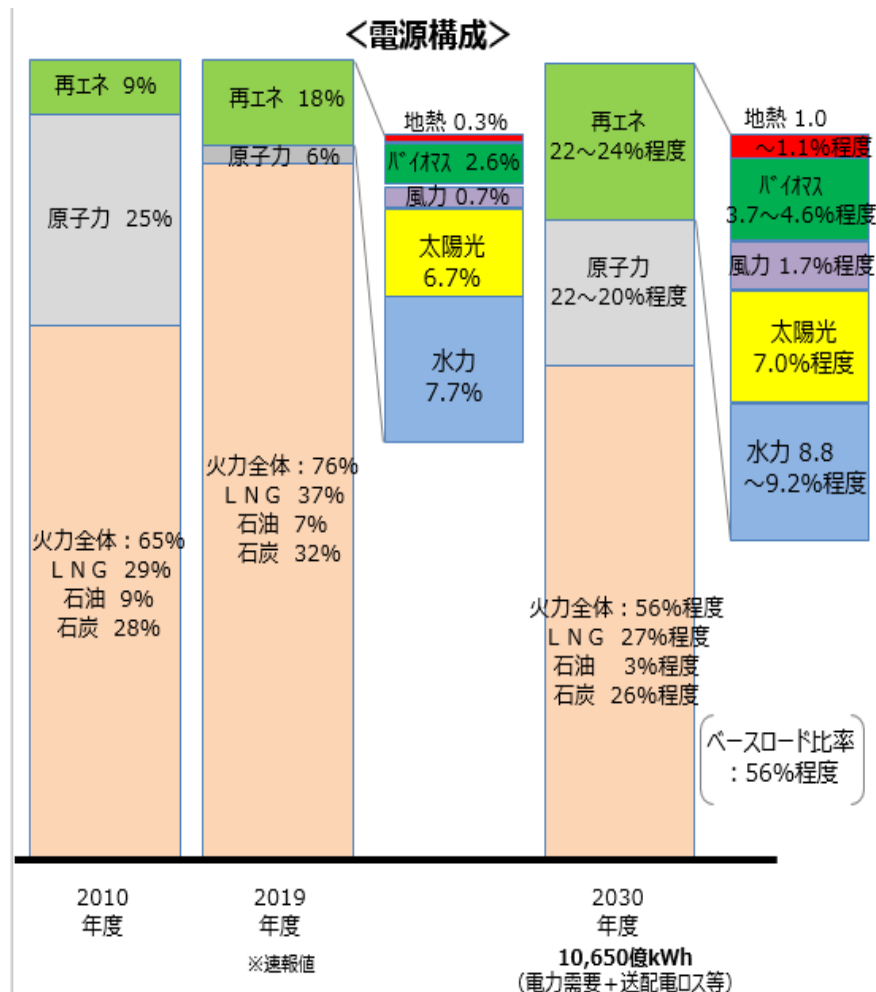
・カーボンニュートラルの実現に向けては、温室効果ガス（CO2以外のメタン、フロンなども含む）の85%、CO2の93%を排出するエネルギー部門の取組が重要。

・再生可能エネルギーを、2050年における主力電源として、引き続き最大限の導入を目指す。

（出典）第33回/35回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会事務局資料

健全な発展に向けた利用環境整備

再生可能エネルギー発電の健全な発展を図るため、再生可能エネルギー発電設備の安全確保について、保安規制面での利用環境整備を行うことが重要ではないか。

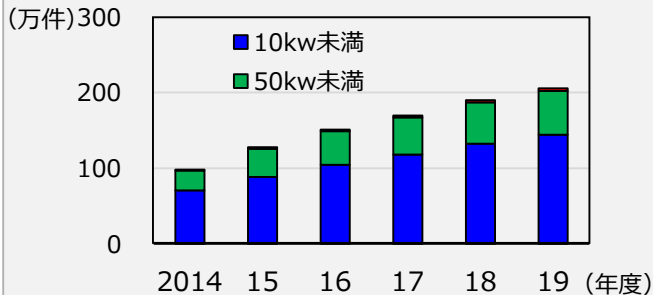


(1) - ② 再生可能エネルギー発電設備の現状

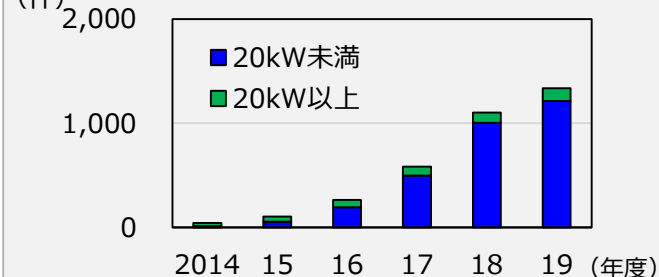
- FIT制度(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)の導入後、**再生可能エネルギー発電設備の数は、急速に増加**（太陽電池発電の約98%、風力発電の約91%が小出力発電設備）。設置方法についても、**太陽電池の平地や急斜面、水上への設置や、追尾型といった特殊な構造を有するものが出現**。また、**小形風力**についても、**実需へのニーズへ偏移し、マイクログリッド等の電源として中規模（15m以上）の形態が出現**。
- こうした中、太陽電池発電・風力発電については、**事故件数・事故率ともに増加傾向**であり、再生可能エネルギー発電設備の**安全確保に対する社会的要請**も高まっている。

再生可能エネルギー発電設備の導入量推移

＜太陽電池発電設備の導入件数の推移＞



＜風力発電設備の導入件数の推移＞



(出典) 資源エネルギー庁「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト
A表 都道府県別認定・導入量(2019年12月時点)」を基に作成
※2019年度は12月末時点の導入件数

再エネ発電設備の設置形態変化 ＜太陽電池発電設備の設置形態の変化＞



従来は屋根への設置が主流

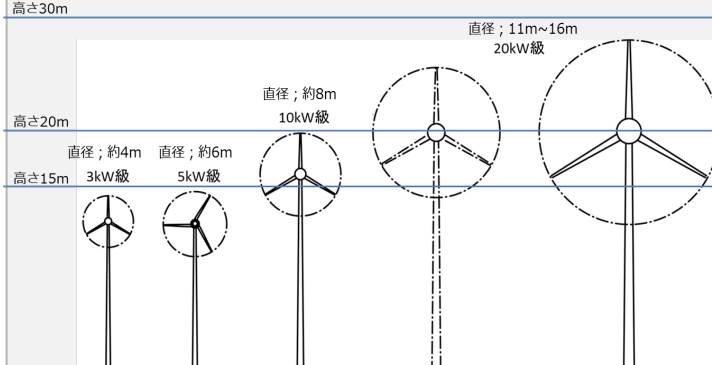


野立て(傾斜地)



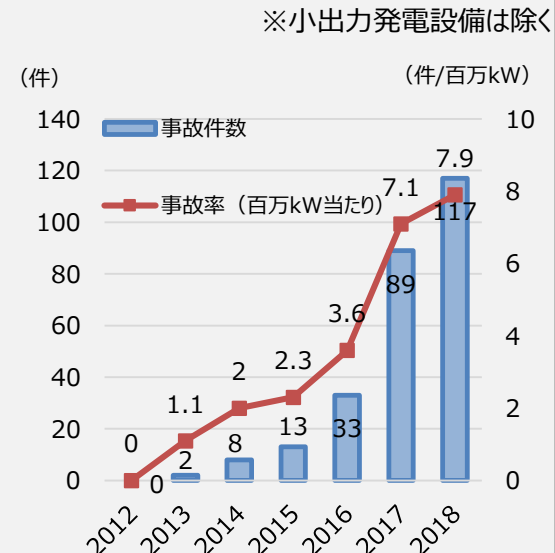
自動追尾型

＜小形風力発電設備の設備容量と高さの変化＞



再生可能エネルギー発電設備の 事故件数推移

＜太陽電池発電設備の事故件数の推移＞



(出典) 電気保安の現状について (平成30年度電気保安統計の概要)

(1)－③ 再生可能エネルギー発電設備の保安規制面での取組

- 再生可能エネルギー発電設備の設置形態の多様化や事故発生を受け、新たな立地形態に即した技術基準の整備や、太陽電池発電設備に特化した技術基準の整備を実施。
- 加えて、小出力発電設備については、平成7年の改正において、構造上、機能上より安全性の高い小出力の発電設備は一般用電気工作物と整理されたことから、従来事故発生時における報告義務はかけられていなかったが、太陽電池におけるパネルの構外への飛散や、風力におけるブレード破損・タワー倒壊といった公衆への被害を及ぼす、または及ぼしかねない事故の事例が個々挙がってきている。
- このため、体系的に事故情報を収集すべく、まずは喫緊の課題として、令和2年のエネルギー供給等強靱化法において、小出力発電設備を報告徴収の対象に加えるとともに、令和3年度より事故報告制度を開始。

太陽電池技術基準の整理

電気設備の技術基準の解釈の諸改正

太陽電池発電設備の支持物の性能について、最新の技術的知見の取り入れ。 2018年10月

土地に自立して施設される場合に、土砂流出等を防止する措置を講じることを規定。 2020年2月

水上設置型について、水上特有の荷重・外力（波力・水位等）や部材性能など、設計時に考慮・検討すべき要求性能を明記 2020年6月

「発電用太陽電池に関する技術基準を定める省令」
として整理（2021年4月施行）

小出力発電設備への 報告徴収・事故報告制度の創設

小出力発電設備の所有者等を報告徴収の対象に加えるとともに、住宅用の太陽電池発電設備を、立入検査の対象に加える等の措置を電気事業法の改正により実施。
(2021年4月施行)



小出力太陽電池発電設備の崩落事故

(1) – ④再生可能エネルギー発電設備（小出力発電設備）の保安に係る現状の課題

- 小出力発電設備については、保安規程・電気主任技術者の届出が求められておらず、保安当局において、**個々の設備の設置について把握できない状況**であり、保安担保については、**自発的な取組に委ねられている**ところ。
- **FIT制度においては、平成28年に「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定制度が措置**され、認定要件の一つとして、保守点検等が求められているが、将来の非FIT環境下においても、小出力発電設備における長期運用可能な分散型電源としての確立を図る上で、**適正な規律の確保等を通じた健全性の担保**が必要。
- このため、**行政においても一定の基礎情報を収集**するとともに、**所有者・占有者における適正な保安確保に向けた取組を支援**しつつ、必要に応じて**保安業務を一定の保安能力のある者への委託等、小出力発電設備についての保安担保が促進される取組**が必要ではないか。

<太陽電池発電設備の保安規制の対応>

出力等条件	保安規制				
	<事前規制> 安全な設備の設置を担保する措置		<事後規制> 不適切事案等への対応措置		
50kW以上 事業用 電気工作物	技術基準の適合	電気主任技術者の届出 保安規程の届出	工事計画の届出 使用前自主検査 or 使用前自己確認 (500kW以上) ※1	報告徴収 事故報告 ※報告要件の強化	立入検査
50kW未満 小出力 発電設備		・民間のガイドラインやチェックリスト等と国の技術基準との連携 ・一定水準の技術者による施工・保守点検等	対象に追加 (令和3年～)	※居住の用に供されているものも含める。	

<風力発電設備の保安規制の対応>

出力等条件	保安規制				
	<事前規制> 安全な設備の設置を担保する措置		<事後規制> 不適切事案等への対応措置		
20kW以上 事業用 電気工作物	技術基準の適合	電気主任技術者の届出 保安規程の届出	工事計画の届出 /使用前自主検査 or 使用前自己確認	定期安全管理検査 報告徴収 事故報告	立入検査
20kW未満 小出力発電設備		・民間のガイドラインやチェックリスト等と国の技術基準との連携 ・一定水準の技術者による施工・保守点検等	対象に追加 (令和3年～)		

※1 電気主任技術者の選任や保安規程の届出により適切な保安体制と運用を担保

(1) – ⑤ 再生可能エネルギー発電設備（大規模設備）等の保安に係る現状の課題

- 電力システム改革の進展や再エネ発電設備の抜本導入を見据え、電気事業以外（＝自家用）の大型火力等の保安に対しても、コスト圧力が一層強化。自家用の大型火力等の点検業務や保安管理等は、設置者が選任した自社の電気主任技術者の監督下で実施。
- 今後、自家用の大型火力や大規模再エネ（洋上風力の本体設備や系統接続のための電源線）においては、自立的で高度な保安力を有する事業者に保安管理業務の委託を可能とすることで、保安水準の確保や専門人材の効率的な活用、ひいては社会的な保安管理コストも低減されていくのではないかと期待されている。

現行の（自家用）外部委託イメージ

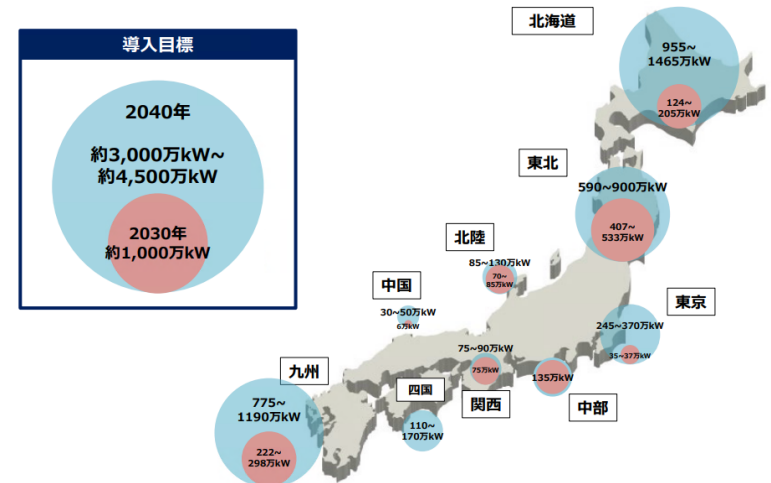
	火力 発電所	水力 発電所	風力 発電所	太陽光 発電所	配電 線路
特別高圧 (7,000V超)	×	×	×	×	×
高圧 (7,000V以下)	○ 2,000 kW未満	○ 2,000 kW未満	○ 2,000 kW未満	○ 5,000 kW未満	×
低圧 (600V以下)	–	–	–	–	○

○ = 外部委託可能

× = 外部委託不可

– = 主技選任不要（発電所においては小出力発電設備の場合）

洋上風力発電のエリア別導入イメージ



（出典）総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第29回）

(参考) 電気事業法の対象電気工作物イメージ

事業用電気工作物

一般用電気工作物以外の電気工作物

法38条3項に定める電気事業の用に供する電気工作物

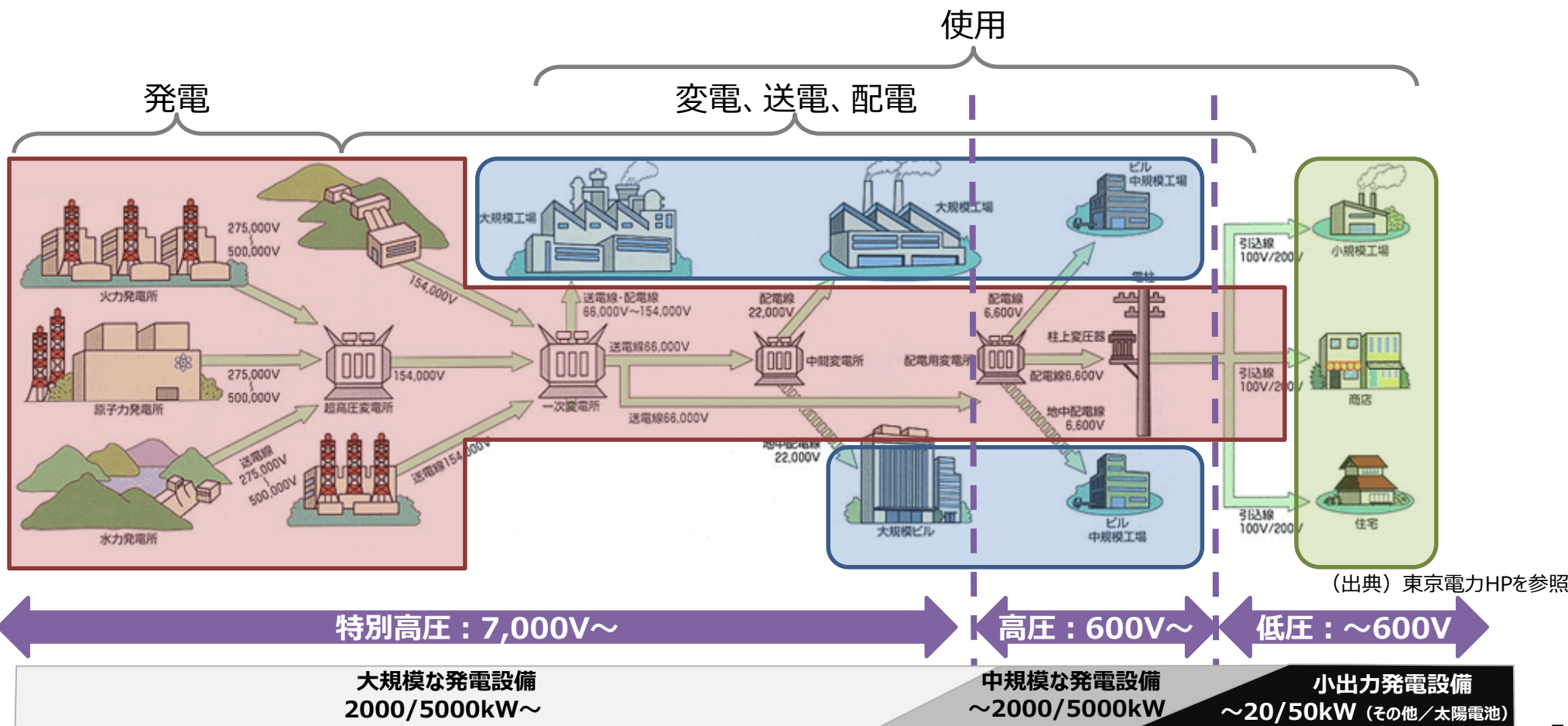
一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、売電を行う設備の出力合計が200万kW以上の発電事業
 (例) 電力会社等の発電所、変電所、送電線路、配電線路、需要設備

自家用電気工作物

事業用電気工作物のうち、電気事業の用に供する電気工作物以外のもの
 (例) 発電所、変電所、送電線路、配電線路、工場・ビル等の600Vを超えて受電する需要設備

一般用電気工作物

600V以下で受電、又は一定の出力未達の小出力発電設備で受電線路以外の線路で接続されていない等安全性の高い電気工作物
 (例) 一般家庭、商店、コンビニ、小規模事務所等の屋内配線、一般家庭用太陽光発電



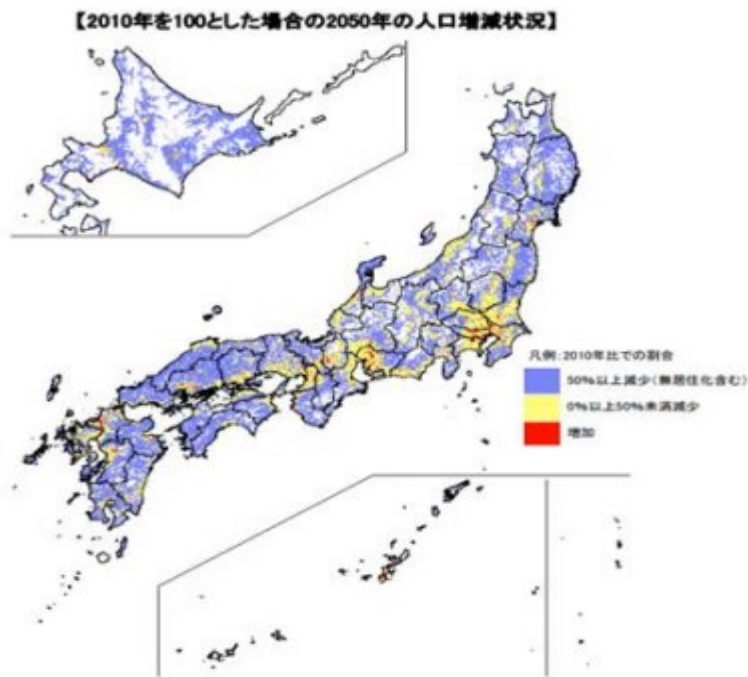
(2) 地方都市ガスの保安の現状と課題 (保安人材の枯渇)

- 地方過疎化が急速に進む中で、特に地方都市ガス事業者において保安人材の減少等が課題となる可能性がある。

地方の過疎化の進展

○2050年では、全国を1km²毎の地点で見ると、人口が2010年比で半分以下になる地点が現在の居住地の6割以上を占める。

○市区町村の人口規模別にみると、人口規模が小さくなるにつれて人口減少率が高くなる傾向が見られる。



出典：国土交通省「国土のランドデザイン2050」参考資料

地方都市ガス事業者の技術承継機会の減少

設備更新によるガス漏れ・非安全型機器の減少にともない、学習・訓練する機会が減少していることから、世代交代により技術承継が困難になり、保安人材に必要な緊急時対応能力や危険予知能力の低下が懸念される。



地方都市ガス事業者の保安人材の枯渇

主任技術者の退職で、当該資格保有者が不足する可能性も考えられる。



事業者の規模において年齢層の構成に違いがみられるが、現在の中心は40～50歳代となっており、年々上昇しており、現場作業員の高齢化が進んでいると考えられる。将来的には、なり手不足により緊急保安対応や工事対応等に支障が生じる可能性も考えられる。



地方都市ガス事業者の設備の高経年化

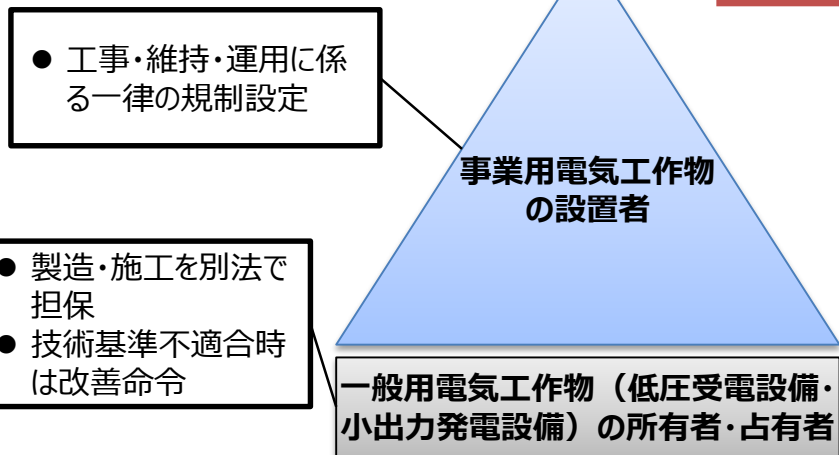
設備の高経年化が進む中で、経年管対策未実施の導管をPE（ポリエチレン）管に置き換えるなど対策を急ぐことが喫緊の課題である。



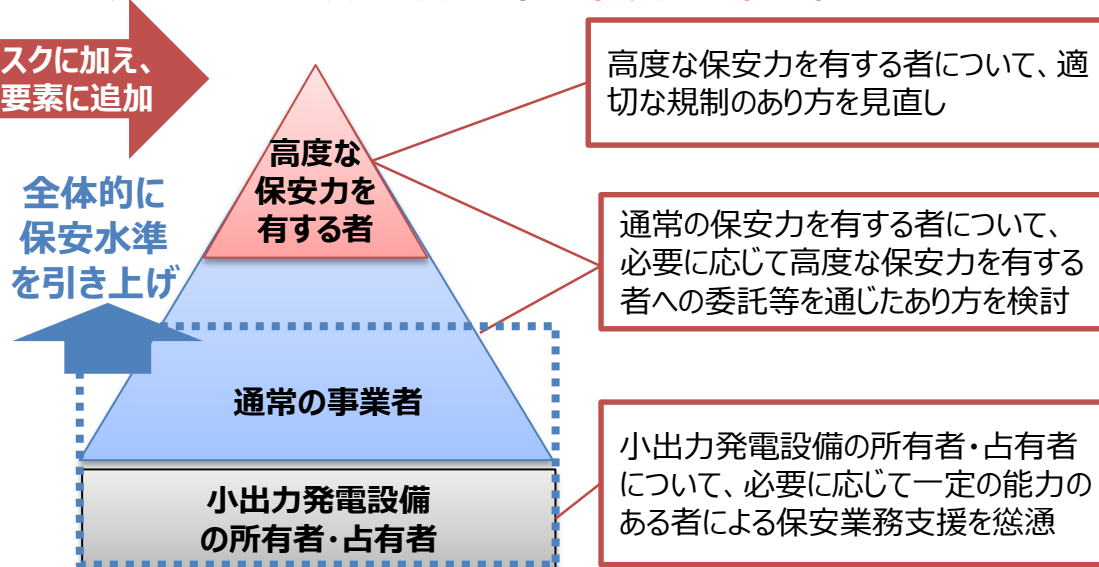
電力・都市ガス分野における保安業務を巡る環境変化と今後の対応

従来の電力保安規制は、電気工作物の電气的リスクを中心に、①事業用電気工作物及び②一般用電気工作物に分類。①については規制を一律に設け、②については、電気用品安全法や電気工事士法によって保安を担保。一方、電力分野では、FIT制度の導入や自由化の進展の中で、事業者の増加・多様化が進み、保安意識や保安能力にも事業者ごとに差異があり、必ずしも保安業務を実施できる能力を有していない事業者も存在。また、小出力発電設備についても、近年は自家消費のみならず、供給力の役割を果たしつつあることに加え、設置形態が多様化し、事故も発生してきている。このため、これらの状況に対応し、例えば一定の能力ある者による保安業務の支援等を慫慂する等、新たな柔軟で確実な保安確保のための仕組みを構築し、移行していく必要がある。

従来：モノベースのリスク評価による規制



今後：モノベースのリスク評価 + 保安力評価による規制



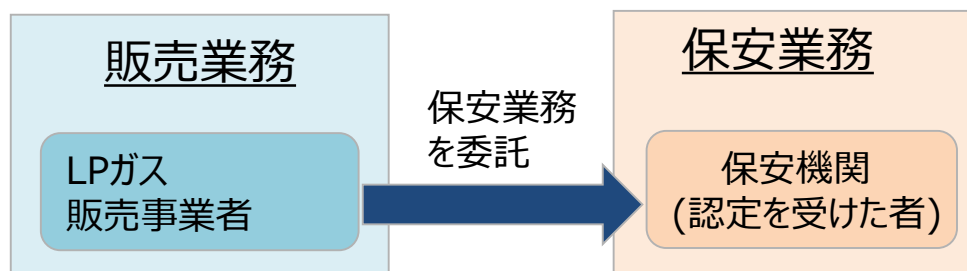
都市ガス分野では、特に、地方の都市ガス事業者等において保安人材の高齢化が進んでいるとの指摘がある一方、現在、こうした事情による具体的な事故等は発生していないなど、現時点で、例えば液化石油ガス法の認定保安機関制度のような保安業務の委託スキームの創設などを想定する必要はないものの、保安責任の違い等の都市ガス事業の特性等を踏まえつつ、今後の状況を注視していくこととしてはどうか。

(参考) 保安機関制度 (液化石油ガス法) の概要

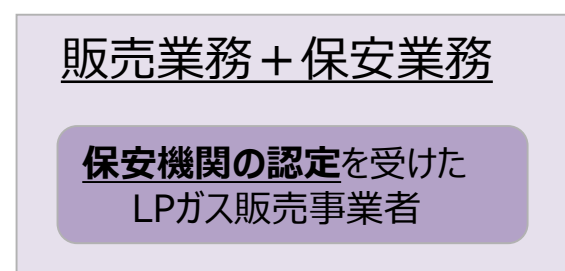
○概要

液化石油ガス販売事業者が保安業務(※1)の全部又は一部を、法律の認定を受けた「保安機関」に対し委託できる制度(※2)。なお、当該販売事業者が保安業務を自ら実施しようとする場合も保安機関の認定を受ける必要がある。

① 自ら保安業務が実施できない事業者の場合



② 自ら保安業務を実施可能な事業者の場合



○保安機関の認定要件

- ① 適切な保安人材と設備機器の保有
- ② 保安業務による一般消費者等の生命・身体・財産の被害賠償措置(損害賠償責任保険契約の締結)
- ③ 法人では、役員・構成員の構成が保安業務の遂行に支障のないこと。
- ④ 保安業務以外の業務を行っているときは、保安業務に支障をきさないこと。

(※1)保安業務

- **供給開始時点検・調査**
LPガスの供給を開始する前に、設備の点検や調査を行う。
- **容器交換時等供給設備点検**
容器・圧力調整器、バルブ、供給管などの点検や調整を行う。
- **定期供給設備点検・消費設備調査**
供給設備のガス漏れ試験やガス器具・給排気設備等の調査。
- **LPガスの使用上の注意事項などを定期的に周知。**
- **緊急時連絡・緊急時対応**
災害の発生などの際に迅速に連絡・対応を行う。

(※2) 委託した保安業務については、販売事業者には保安業務を行う義務が適用されず、受託した保安機関に液化石油ガス法上の義務が生じる。

2. 高圧ガス分野の中小事業者における 保安レベル向上について

中小事業者等における保安レベル向上のための対策について

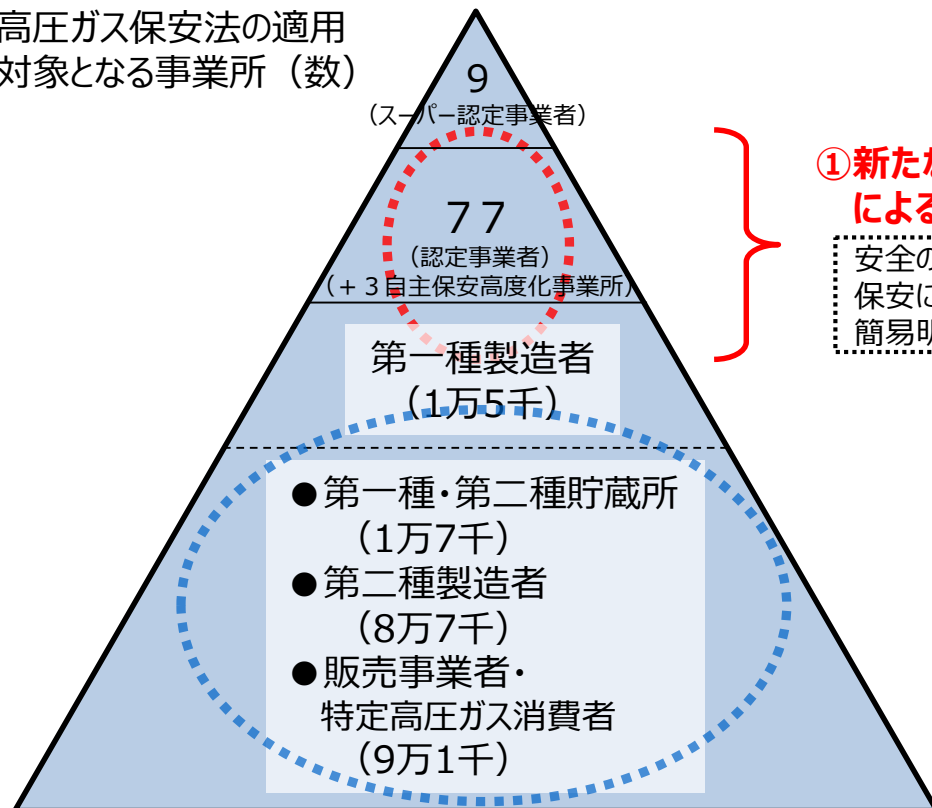
- 高圧ガス保安法の対象となる事業者には、第一種製造者（約1万5千）のほか、第二種製造者（約8万7千）、高圧ガスの貯蔵者、消費者等が存在。最近の死亡事故の発生を踏まえ、高圧ガスを取り扱う中小企業者の保安レベルの底上げを図る上では、多様な主体がいることを踏まえた多角的な制度措置等の検討が必要である。

分科会・小委員会におけるこれまでの意見

労働安全衛生法の検査周期延長に係るインセンティブ制度などを踏まえ、省庁連携しつつ、高圧ガス保安法でも、スーパー認定やスマート保安にとどまらず、**小規模事業者に目を向けた取組（小規模事業者を認定事業者に引き上げていく仕組み）が必要**ではないか。（2/8 分科会）

昨年末から今年にかけての高圧ガス保安法及びLP法関係の死亡事故などが発生。**中小の事業者に焦点を当てた保安力の向上についても検討の対象にすべき。**（2/24 第1回小委員会）

高圧ガス保安法の適用
対象となる事業所（数）



① 新たなインセンティブ制度（+技術支援・人材育成支援）による保安レベルの引き上げ（第2回小委員会で議論）

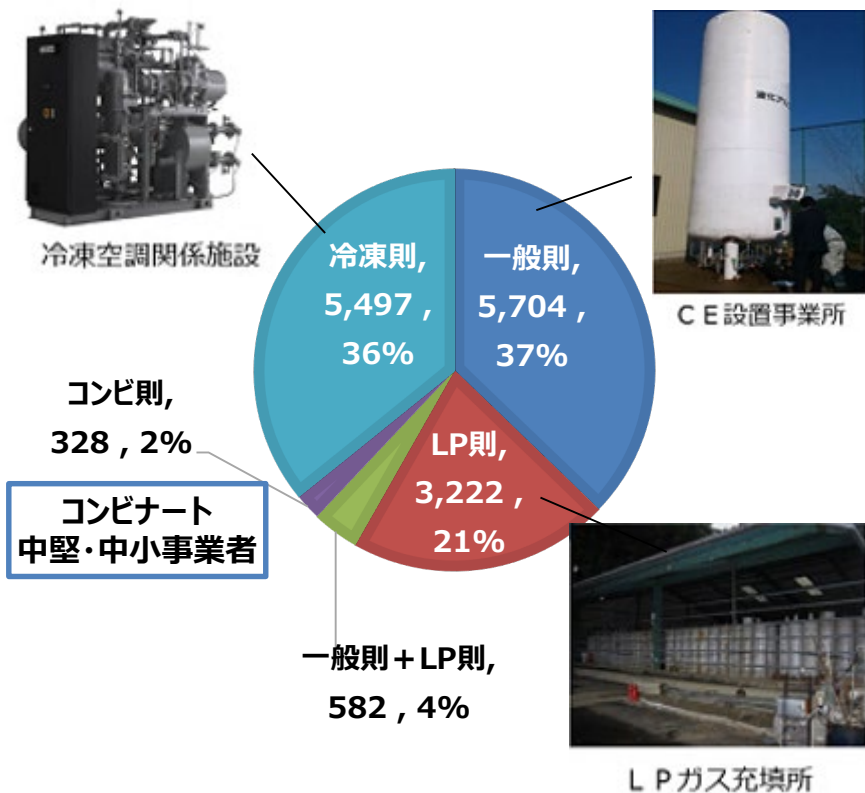
安全の確保を前提に、手続面も含め、テクノロジーの活用等の高度な保安に向け意欲のある事業者層（中間層）がapplyできる現実的で簡易明快な制度（認定要件及び手続）

② 中小事業者における保安レベルの向上のための対策 (1) 事故情報の発信、リスクアセスメント実施の推進 (2) 法令遵守・事故防止を支援する技術（アプリ等）の開発・導入 等

※その他、中堅企業向けの必要な対策も検討。

中小事業者等への対策（１）（第一種製造事業者（非認定事業所）への対策）

- 認定事業所以外の事業所（約1万5千）については、コンビナート中堅事業所328（全体の2%）のほか、大多数は、コールドエバポレーター（簡易な構造の高圧ガス製造設備）を設置しているだけの事業所、LPガスの充填所・スタンド、冷凍・空調設備の設置事業所であり、それぞれについて、開放検査不要もしくは周期を長期にする等、取り扱うガスの種類や設備構成、プロセスなどのリスクに応じた規制を実施してきたところ。
- 加えて、事故情報の発信やリスクアセスメント実施の推進などの取組も行ってきたが、更なる保安レベルの向上のためには、人材育成や法令遵守・事故防止の支援といった、新たな取組も検討するべきではないか。その他、中堅企業向けの必要な対策も検討。



	一般的な高圧ガスの設備	CE (病院、清涼飲料水工場など)	LPG充填所 (家庭用・工業用LPガスボンベの充填所)	冷凍空調設備 (魚市場等の冷凍冷蔵倉庫、ビル等の空調設備など)
適用規則	一般則、コンビ則	一般則、コンビ則	液石則	冷凍則
対象ガス	—	アルゴン、窒素、炭酸ガス、酸素	液化石油ガス	—
保安検査周期	1年	3年	1年	3年
開放検査周期	基本3年	二重殻貯槽は開放検査不要	貯槽は10年（残ガス回収用貯槽は除く。）	腐食その他の異常を生じるおそれがないガスは開放検査不要
保安管理体制	保安統括者、保安係員 (規模に応じて追加で法定責任者要)	保安統括者等の選任不要	保安統括者、保安係員（規模に応じて追加で法定責任者要）	冷凍保安責任者の選任要 (保安面の機能強化をしたユニット型は選任不要)

中小事業者等への対策（２）（更なる保安レベル向上のための方策例）

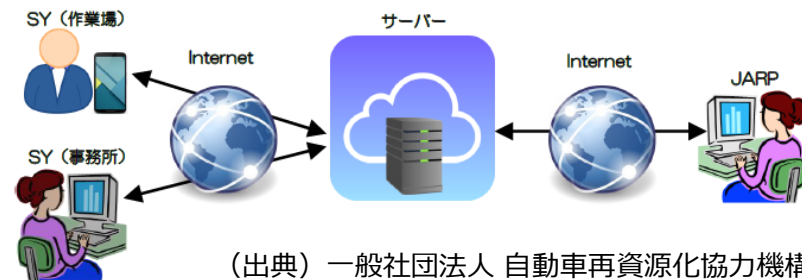
- 昨年度来、飲食店や立体駐車場など、消費段階の事故を中心に、小規模・零細事業所に関連する死亡事故が5件発生していることを踏まえれば、第二種製造者や貯蔵者・特定高圧ガス消費者など、広く高圧ガスの取扱者への対策の充実が重要ではないか。
- 特に、死者が続けて発生している、駐車場内の二酸化炭素消火設備の高圧ガス消費事故に関しては、設置の義務づけ・技術基準を定めている消防庁等とも連携し、原因等について徹底した調査を行い、必要な対策を講じる。
- また、中小事業者の保安業務省力化のためのデジタル活用（例えば、法令遵守・事故防止を支援する技術（アプリ等）の開発・導入など）の支援が考えられるのではないか。

2020年4月～2021年4月に発生した
中小事業者に関連した死亡事故について

- **2020/4/16 死者1名（製造事業所）（岐阜県）**
冷凍設備から回収されたフロンが充填された容器から、セパレーターを介して別の容器に移充填する作業を行っていたところ、セパレーターが破裂し、作業者が被災したものの。
- **2020/12/22 死者1名（消費）（愛知県）**
ホテルの機械式立体駐車場において、メンテナンス作業中、二酸化炭素消火設備から二酸化炭素が放出し、1名が死亡、10名が重軽症を負う事故が発生。
- **2021/1/23 死者2名（消費）（東京都）**
ビル地下1階駐車場内ボンベ室において、ビルメンテナンスの作業員が二酸化炭素消火設備の点検作業（作動点検等）を行っていたところ、二酸化炭素が放出し、2名が死亡する事故が発生。
- **2021/3/25 死者1名（消費）（東京都）**
酸素ボンベ及び水素ボンベより混合ガスを作成し、そのガスを用いて鉄板の溶断実験を行っていた模様。これにより1名が死亡、1名が軽傷を負う事故が発生。
- **2021/4/15 死者4名（消費）（東京都）**
マンション地下駐車場において、工事事業者の作業員が消火設備付近の天井工事をしていたところ、二酸化炭素消火設備から二酸化炭素が放出し、4名が死亡、1名が重症を負う事故が発生。

自動車リサイクル法における引取検品記録システム

- 自動車リサイクル法に基づく、引取検品業務は、輸送伝票や管理帳票等による目視や手書き中心の運用であり、指定引取場所においては作業現場と事務所との帳票類の往復や入力内容の確認作業が発生し、大きな工数が割かれていたところ。
- 一般社団法人自動車再資源化協力機構が中心となり、目視や手書きによる運用を廃止し、効率化・品質向上を目的として、オンラインで作業内容を指定引取場所の作業現場と事務所、さらには自再協との間で共有できる、工程管理/個体管理システムを構築。



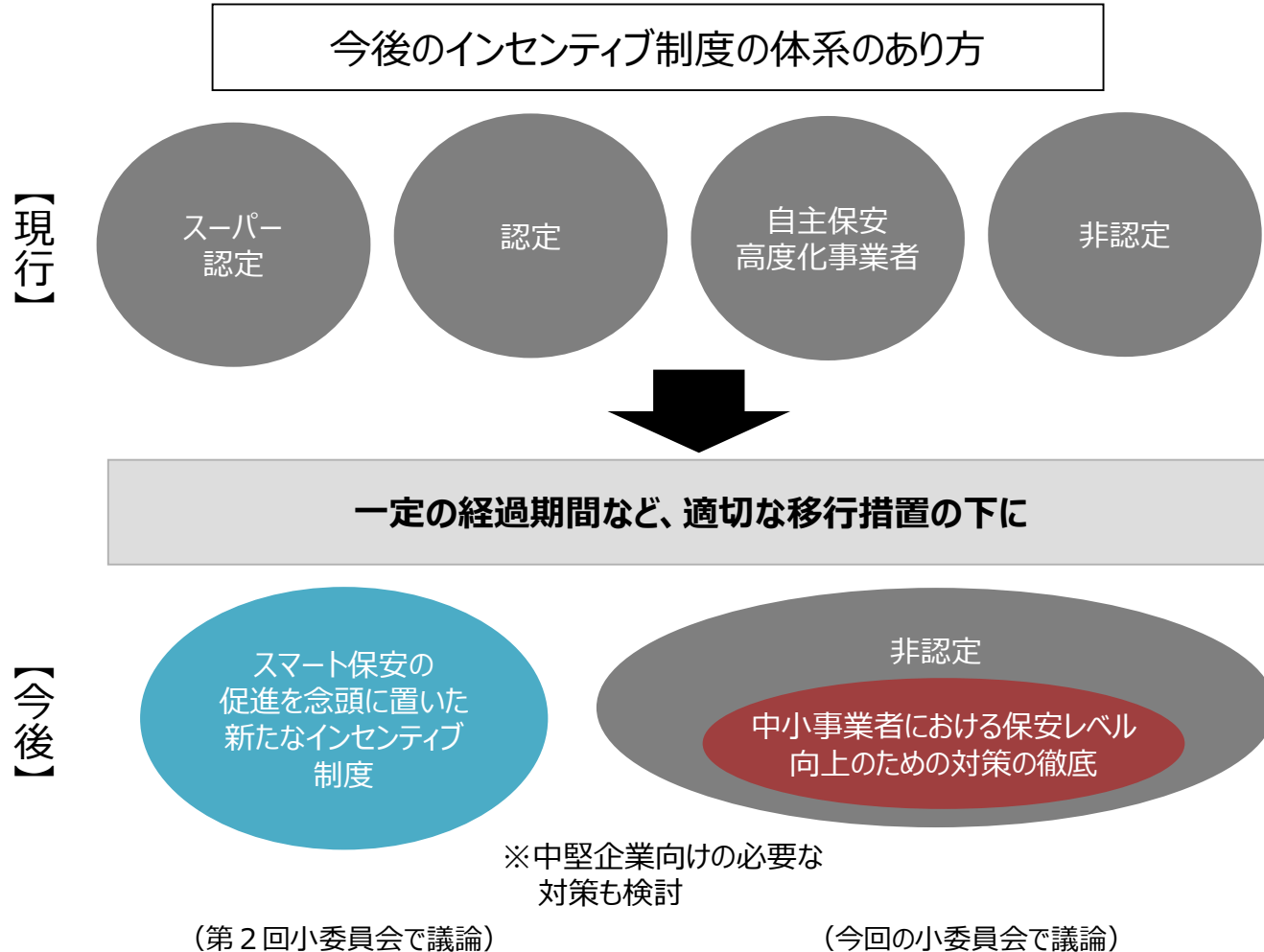
（出典）一般社団法人自動車再資源化協力機構

(補 論)

今後の高圧ガス分野の新たな
インセンティブ制度に係る留意点

【留意点1】政策目的に見合った簡易明快なインセンティブ制度

第2回小委員会で議論した「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」に対する新たなインセンティブ措置の導入に当たっては、今後のあるべき政策誘導（インセンティブ）の方向性・必要性や制度の複雑化の回避などの観点から、簡易明快なインセンティブの制度体系へと整理する必要があるのではないか。



※ 現行の認定事業者制度／自主保安高度化事業者制度の今後のあり方（（参考1）参照）

1. 認定事業者制度（高圧ガス保安法第3章の2）

○ 1997年4月導入

：一定の保安体制を構築した事業者が規制面で
メリットを享受できるインセンティブ制度

【認定要件】

- リスクアセスメントの実施
- PDCAによる保安体制の継続的改善
- 保安・運転・設備管理組織の設置
- 教育訓練の実施
- 検査組織の設置

【インセンティブ】

- 自主検査が可能
- 連続運転機関の延長（4年等）
- 開放検査期間の延長（12年）
- 許可が不要となる範囲(軽微変更)の拡大 等

現在のIoT、BD・AI、ドローン等の革新的なテクノロジーを前提としない1990年代（四半世紀前）に作られたインセンティブ制度であり、特に、（スーパー認定事業者制度ではなく）通常の認定事業者の制度においては、こうした革新的なテクノロジーを活用していかなくとも制度的メリットを受けられる。歴史的意義、状況変化、今後の政策誘導の方向性等を踏まえ、今般の革新的テクノロジーを前提とした新たなインセンティブ措置の導入に合わせ、発展的に解消することとしてはどうか。

今般の、①スマート保安の促進を念頭に置いた新たなインセンティブ制度の導入、②中小事業者における保安レベル向上の対策の徹底等に際し、

一定の経過期間を設けるなど、適切な移行措置を実施することを前提に、

簡易明快なインセンティブ制度体系とすべく、これら現行の認定制度（左記1.及び2.）を新たなインセンティブ制度へ統合し、発展的に解消することとすべきではないか。

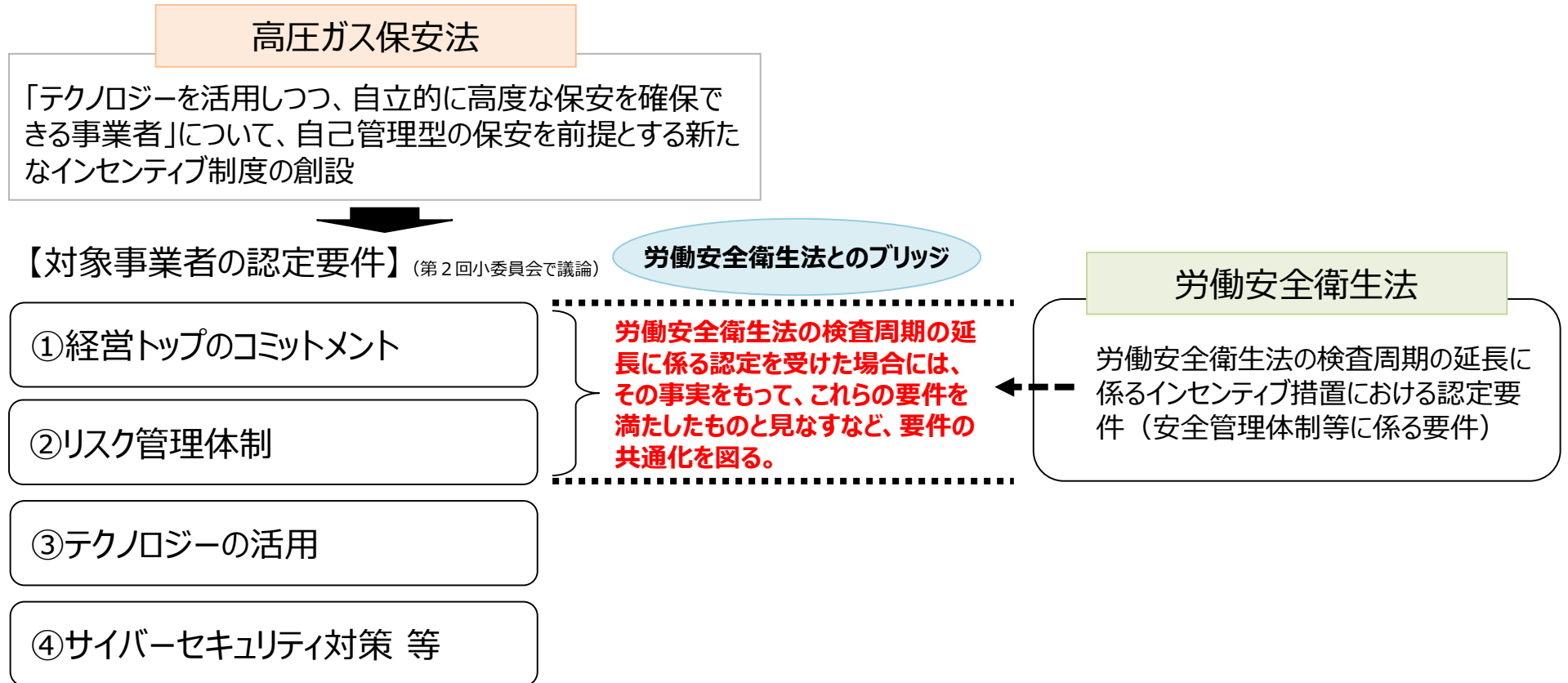
2. 自主保安高度化事業者制度

- 2017年4月導入
- 連続運転を前提とした認定事業者制度に対し、定期的に運転を止めるバッチ処理等を行うプラントを想定したインセンティブ制度を導入
- リスクアセスメントの実施等を要件に、許可が不要となる範囲（軽微変更）の拡大のインセンティブ措置 等

制度導入後、約4年が経過するものの、当該認定を受けている事業所数は、3事業所にとどまる。

【留意点2】類似の規制法体系（労働安全衛生法）における認定制度との整合性

第2回小委員会で議論された「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」に対する新たなインセンティブ措置の導入に当たっても、その事業者の能力の確認（認定など）の際の要件について、類似の規制法間の整合性や事業者利便の観点から、リスク管理体制のあり方など、共通化できるものについては、労働安全衛生法の検査周期の延長に係る認定制度における認定要件との共通化を図ることが必要ではないか。



いずれにせよ、当該制度の導入に際しては、これにより我が国産業の保安レベルの向上を図る趣旨にかんがみ、安全の確保を前提に、手続面も含め、テクノロジーの活用等の高度な保安に向け意欲のある事業者層（中間層）が apply できる現実的で簡易明快な制度（認定要件及び手続）とすることが肝要ではないか。

(参考1) 認定事業者制度と自主保安高度化事業者制度について

	認定事業者制度	自主保安高度化事業者制度
導入年月	1997年4月	2017年4月
導入背景・理由	<p>高圧ガスの保安のより一層の向上を図るためには、事業者の自主保安活動の促進が不可欠であることから、事業者の自己責任を重視する規制体系とするとともに、高度な保安体制を構築した事業者が規制面でメリットを享受できる仕組みを導入。</p>	<p>認定事業所の主なインセンティブは、連続運転に係る規制の合理化であり、定期的に運転を止めるバッチ処理等を行うプラントでの認定制度の利用が進んでいなかったため、石油プラント、石油化学プラント以外を対象とした制度を導入。</p>
制度概要	<p>認定要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①リスクアセスメントの実施 ②PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善 ③保安・運転・設備管理組織の設置 ④教育訓練の実施 ⑤検査組織の設置 等 <p>インセンティブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①許可が不要となる範囲（軽微変更）の拡大 ②保安検査猶予期間の拡大 ③認められた期間連続運転可能（4年等） ④開放検査期間（12年） ⑤自主検査が可能 等 <p>想定される主な対象者 石油プラント、石油化学プラント</p> 	<p>認定要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①リスクアセスメントの実施 ②PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善 ③保安・運転・設備管理組織の設置 等 <p>インセンティブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①許可が不要となる範囲（軽微変更）の拡大 ②保安検査猶予期間の拡大 <p>想定される主な対象者 バッチ処理等を行うプラント ※石油プラント、石油化学プラント以外</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>自主保安高度化事業者（一覧）</p> <ul style="list-style-type: none"> •日本エイアンドエル株式会社愛媛工場 •株式会社フジキン万博記念つくば先端事業所 •信越化学工業株式会社直江津工場 </div> 

(参考2) 高圧ガス保安法と労働安全衛生法の関係

高圧ガス保安法

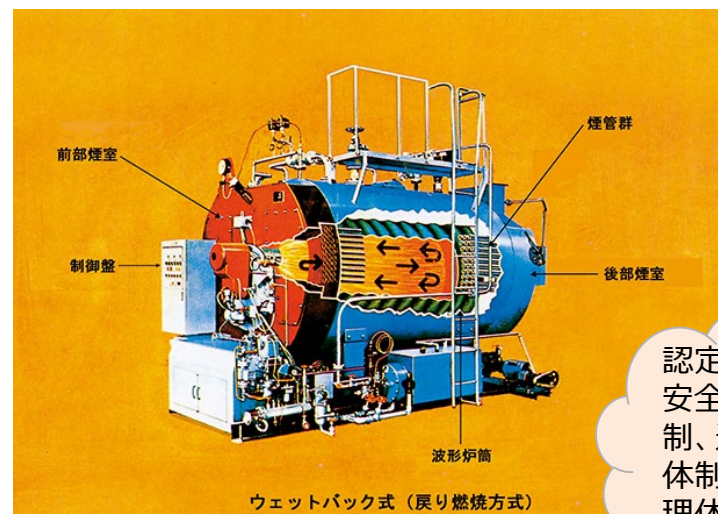
特定設備



(出典：高圧ガス保安協会)

労働安全衛生法

ボイラー、第一種圧力容器



(出典：一般社団法人 日本ボイラ協会)

認定要件は、
安全管理体制、
運転管理体制、
保全管理体制等

- 製造時の特定設備検査受検義務
- 毎年の保安検査受検義務（認定制度あり）

- 製造時の構造検査受検義務
- 毎年の性能検査受検義務（認定制度あり）

(参考) コンビナート保安4法に係る要望

コンビナート保安四法（高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消防法、石油コンビナート等災害防止法）については、同一事業者には複数の法律が適用され、煩雑な行政対応が生じるとの指摘がある。規制緩和推進3か年計画等に基づき、様々な合理化・整合化の検討が行われてきたところ。しかしながら、保安四法の整合化については、今日においても、業界団体が、例えば「圧力容器の規制・行政の一本化」に係る要望をするなど、依然として見直しの余地が指摘されている。

(参考3) 高圧ガス保安法と労働安全衛生法の認定制度の比較

	高圧ガス保安法認定制度 ※下線はスーパー認定	ボイラー関係開放検査周期認定制度 ※下線は4年、波線は6年又は8年
制度の趣旨	運転や保守に関する管理体制が確立し、定められた基準に基づく高度な管理や自主検査が確実に行われる等により、高度な保安体制を構築した事業者については、開放検査周期等の延長を認めるもの	運転や保守に関する管理体制が確立し、定められた基準に基づく高度な管理や自主検査が確実に行われる等により、過去の検査成績が優良なボイラー等については、開放検査周期の延長を認めるもの
トップのコミットメント	<ul style="list-style-type: none"> 代表者によって、保安の確保に関する理念・基本方針が明確に定められていること 	-
保安管理システム	<ul style="list-style-type: none"> 保安管理組織、運転管理組織、設備管理組織、機器の寿命管理に関する事項等を整備すること 	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理体制、運転管理体制、保全管理体制が整備され、適切な管理が行われていること。 経年損傷の防止対策を実施していること 余寿命の評価を実施していること。 管理システムが適切に運用されていること
- リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 危険源の特定及び評価並びにその結果に基づく必要な措置を高度に実施していること 	
- 監査体制	<ul style="list-style-type: none"> 検査組織以外により検査管理を行うことができる体制になっていること 	
- 教育と訓練	<ul style="list-style-type: none"> 従業員等の教育及び訓練を高度に実施していること 	
テクノロジーの活用	<ul style="list-style-type: none"> 先進的な技術を適切に活用していること 運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な自動制御装置を備えていること。 自動制御装置の維持管理が適切であること
完成・保安検査	<ul style="list-style-type: none"> (認定事業者は自身で検査できる) 	<ul style="list-style-type: none"> 自主検査について、基準が整備され、それに基づいて適切に実施されていること ※性能検査は登録検査機関が実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> 第三者の専門的な知見を適切に活用していること 高圧ガス製造開始後2年を経過していること 過去2年間に一定の高圧ガス災害、罰金以上の刑に処せられた法令違反等がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 設置事業場で過去の3年間に事故等が発生していないこと 認定を受けようとするボイラー等について、直近3回の性能検査が良好であること 2年の開放検査周期認定を受けていること（労使との当該案件に関する協議議事録の提出等） 4年の開放検査周期認定を受けていること 開放検査周期認定が4年よりもさらに長くなることから、各要件を満たすべき内容としては、それに応じた安全を確保できる水準のものが求められる